

文書1.「ベトナムから日本への移住労働者に関する公正で
倫理的なリクルート」(VJ-FERI) 実施要領
(6/20ドラフト)



VJ-FERI実施要領(6/20ドラフト)

第1章 総論

(目的)

第1条: VAMAS及びJP-MIRAIの2者は、JICA及びILOの技術的な支援を得て、ベトナム側送出機関・日本側斡旋機関・使用者及びその他政府関係機関、労働団体、市民団体などの関係者と協力しながら、ベトナムから日本に技能実習制度及び特定技能制度を利用して就労する労働者(以下、「ベトナム人労働者」という。)の移動に関し、両国の法令及び規則を遵守し、各国際規範に基づく、「国際水準のリクルート」を実現するための自発的な取り組みである「ベトナムから日本への移住労働者に関する公正で倫理的なリクルート・イニシアティブ」(以下「VJ-FERI」という。)を運用する。
2 本実施要領は、VJ-FERIを公正かつ、実効性のある制度として円滑に運用を行うために定めるものである。

(準拠するガイドライン)

第2条: VJ-FERIの実施に当たっては、特に実施要領に特段の定めのない限り、「移住労働者に関する公正で倫理的なリクルートガイドライン」^{脚注}(以下、「FERIガイドライン」という。)に基づき行うこととする。
2 VJ-FERIにおいては、FERIガイドラインのうち、「第2章 送出国の送出機関」について、別添のとおり定めることとする。(P)

(求人表単位の適合認定)

第3条: 使用者が、「FERIガイドライン」に定める『認定求人票』に基づく費用を負担し、来日後モニタリングの結果、問題が指摘されなかった場合、「FERI水準」(仮称)と認定する。
2 ただし、国際水準のリクルートを目指しつつも、使用者が全額の費用負担が困難な場合には、使用者が、「FERIガイドライン」に定める『確認求人票』に基づく費用を負担し、来日後モニタリングの結果、問題が指摘されなかった場合、「FERIに準ずる水準」(仮称)と認定する。

(2者の役割)

第4条: VAMAS及びJP-MIRAIの2者は、VJ-FERIの制度運用にあたり、移民労働者の権利を守ることを最優先としつつ、より多くのベトナム側送出機関、日本側送出機関及び使用者が参加できる仕組みを目指すこととする。そのため、参加するベトナム側送出機関、日本側送出機関及び使用者のインセンティブが働くように制度設計・運用を行うこととする。
2 VJ-FERIは、画期的なメカニズムであり、実績及び経験を2者のみならず、アジア諸国・国際社会に向けて積極的に発信を行う。

(JICA及びILOの役割)

第5条: JICA及びILOは、制度運用段階においても、VAMAS及びJP-MIRAIが公正かつ円滑に制度運用が出来るように技術的な支援を行うとともに、問題が生じた場合には、解決に向け協力を行う。

(VAMASの役割)

第6条: VAMASは、ベトナム側送出機関の登録・研修、モニタリング、是正指導を行う。
2 前号の業務を行うために、VAMASは、運営委員会の決定に基づき、登録及び運営に必要な経費を徴収することができる。

(JP-MIRAIの役割)

第7条: JP-MIRAIは、FERI制度運用全体の事務局として、共通の事務を行う。
2 JP-MIRAIは日本側送出機関及び使用者の登録、研修、求人票の事前審査、モニタリング、是正指導、及び情報提供・モニタリングに必要なアプリの運用を行う。
3 確認求人票でVJ-FERIに参加する使用者に対し、将来段階的に認定求人票での参加を目指すことを促し、当該使用者の要請があれば必要な技術支援を行う。
4 前2号の業務を行うために、JP-MIRAIは、使用者及び日本側送出機関から実施要領で定める登録及び運営に必要な経費を徴収することができる。

(VJ-FERI運営委員会)

第8条: 制度を適正に運用するため、VAMAS及びJP-MIRAIの2者による『VJ-FERI運営委員会』を設置し、本実施要領の第16条で定めるモニタリング結果の活用により、運用状況を把握し、必要に応じ、本実施要領の改定について決定する。
2 本委員会の共同議長は、VAMAS及びJP-MIRAIが行う。
3 本委員会は、少なくとも年1回開催する。
4 本委員会にはJICA及びILOがオブザーバーとして参加することができる。

(各国運営委員会)

第9条: VAMAS及びJP-MIRAIは、それぞれ、ベトナム国内、日本国内において、適正な制度運用及び重要事項の審議を目的とする『運営委員会』を設置する。

注:「移住労働者に関する公正で倫理的なリクルートガイドライン」の著作権は、弁護士法人Global HR Strategyが有し、一般社団法人JP-MIRAIは利用権が与えられます。



第2章 参加企業・団体の登録・研修

(ベトナム側送出機関の参加手順)

- 第10条: VAMASは、ベトナム側送出機関に対する説明会を行ない、VJ-FERIの制度趣旨、実施要領、ガイドラインについて説明を行う。
- 2 参加を希望するベトナム側送出機関は、所定の様式により、VAMASに申し込む。
 - 3 VAMASは、中立かつ厳正な審査を行い、FERIガイドラインに適合と認められるベトナム側送出機関の登録を行い、登録リストを作成し、Webサイトにて公表し、JP-MIRAIに通知する。
 - 4 VAMASは、登録されたベトナム側送出機関に対し、FERIガイドライン及びVJ-FERI業務フロー(SOP)についての研修を行う。
 - 5 登録されたベトナム側送出機関は、VAMASに運営委員会で定められた費用を支払う。

(日本側送出機関及び使用者の参加手順)

- 第11条: JP-MIRAIは、日本側送出機関及び使用者に対する説明会を行ない、VJ-FERIの制度趣旨、実施要領、FERIガイドラインについて説明を行う。
- 2 参加を希望する使用者及び日本側送出機関は、所定の様式により、JP-MIRAIに申し込む。
 - 3 JP-MIRAIは、中立かつ厳正な審査を行い、FERIガイドラインに適合と認められる日本側送出機関及び使用者の登録を行い、登録リストを作成し、Webサイトにて公表する。
 - 4 JP-MIRAIは、登録された日本側送出機関及び使用者に対し、FERIガイドライン及びVJ-FERI業務フロー(SOP)について研修を行う。
 - 5 登録された日本側送出機関及び使用者は、JP-MIRAIに所定の登録料を支払う。

(協定書の締結)

- 第12条: 使用者は、本実施要領の第10条及び第11条による登録リストの中から、日本側送出機関及びベトナム側送出機関を選定する。
- 2 日本側送出機関とベトナム側送出機関は、関係法令及び取り決めに基づき、協定書の締結を行い、必要な届け出を行う。

第3章 リクルート・プロセス及び保護

(求人票の作成・認定)

- 第13条: 使用者は、「FERIガイドライン」に基づき、求人票を作成し、JP-MIRAIの事前審査を受ける。
- 2 JP-MIRAIは、提出された求人票について遅滞なく審査し、使用者に対し、「認定求人票」又は「確認求人票」の該当通知する。
 - 3 当該求人票には、FERI適合ロゴ及びQRコードを発行する。QRコードには、FERIの制度に関する説明へのリンク及びモニタリング用として、使用者、日本側送出機関、ベトナム側送出機関のIDが含まれるものとする。
 - 4 使用者は、FERI適合ロゴ及びQRコード付の求人票を、日本側送出機関を通じて、ベトナム側送出機関に送付する。

(送出国でのリクルート)

- 第14条: ベトナム側送出機関は「認定求人票」(もしくは「確認求人票」)により、「FERIガイドライン」に基づき、人材の募集を行う。
- 2 前号の求人票は、DOLABが構築する求人情報システムに掲載することが強く推奨される。
 - 3 ベトナム側送出機関は、契約締結後、速やかに、対象労働者にモニタリングツール(JP-MIRAIアプリ)のインストールを行わせることとする。

(訪日前のモニタリング及び保護)

- 第15条: JP-MIRAIは、認定求人票又は確認求人票によって採用された労働者(以下「対象労働者」と呼ぶ)からベトナム語を含む多言語に対応したJP-MIRAIアプリ(チャット、IP電話、メール等)により、寄せられた相談/苦情や質問(日本での就労や生活関係の質問含む)に対応する。
- 2 JP-MIRAIは、対象労働者から寄せられた相談/苦情の内容が、ガイドラインや法令違反、もしくは雇用契約に違反すると思われる場合には、必要に応じ、VAMASを通じ、事実確認を行う。その際に、相談した対象労働者が不利益を受けないように、氏名などの個人情報機密扱いとし、最大限の注意を払う。
 - 3 VAMASは、ベトナム側運営委員会の決定に基づき、必要な是正指導を行う。



第4章 来日後のモニタリング及び対応

(来日後のモニタリング)

- 第16条: JP-MIRAIは、JP-MIRAIアプリを利用し、対象労働者に対して、来日直後(1か月以内)及び1年後をめぐり、質問書を送付し、回答を得る。
- 2 JP-MIRAIは、対象労働者から寄せられた回答を分析する。
 - 3 JP-MIRAIは、サンプリング調査として、対象労働者本人にインタビュー調査を行う。疑義のある回答を行った対象労働者に対してもインタビューを行う。
 - 4 JP-MIRAIは、厳に対象労働者が特定されないよう、氏名などの個人情報情報を機密扱いとし、最大限配慮しつつ、モニタリング結果(使用者、日本側送出国機関ごとの集計結果等)を登録された使用者、日本側送出国機関に四半期ごとに報告する。
 - 5 JP-MIRAIは、ベトナム側送出国機関ごとのモニタリング結果を四半期ごとに報告する。

(苦情処理)

- 第17条: JP-MIRAIは、対象労働者から寄せられた相談／苦情の内容が、関連法令・規則、雇用契約又はFERIガイドラインに違反すると疑われる場合には、必要に応じ、本対象労働者本人、本求人に関与した日本側送出国機関や使用者に事実確認を行い、またVAMASに対し本件募集に関与したベトナム側送出国機関の事実確認の依頼を行う。その際に、相談した対象労働者が不利益を受けないように、氏名などの個人情報情報を機密扱いとし、最大限の注意を払う。
- 2 対象労働者、ベトナム側送出国機関、斡旋業者、使用者はこれらの事実確認に協力する。
 - 3 JP-MIRAIは、日本国内での対象労働者の人権が守られるように、リクルートに起因する相談／苦情のみならず、広く労働・生活環境に関する相談に対応し、必要に応じた支援(伴走支援、救済メカニズムへのアクセス支援など)を行う。

(是正指導・除名)

- 第18条: JP-MIRAIは、モニタリング及び苦情処理において、ベトナム側送出国機関に、違反が認められる可能性が高い場合には、VAMASに通報する。VAMASは、ベトナム側運営委員会の決定に基づき、当該機関に対し、必要な是正指導を行う。
- 2 JP-MIRAIは、モニタリング及び苦情処理において、使用者及び日本側送出国機関に、違反が認められた場合には、JP-MIRAI事務局は、日本側運営委員会の決定に基づき、当該機関に対し、必要な是正指導を行う。
 - 3 ベトナム側送出国機関、日本側送出国機関、使用者はJP-MIRAIおよびVAMASによる事実確認のため調査に協力し、是正指導に対応する。従わない場合、本実施要領第20条の

定めのとおり除名を受ける可能性があることを了承する。

(公益通報)

- 第19条: JP-MIRAI事務局は、対象労働者から寄せられた相談／苦情の内容が、重大な法令違反もしくは、身体・財産に大きな影響があると判断した場合は、本人の同意を得て、関係当局へ公益通報を行う。

(除名)

- 第20条: 登録された企業・団体が、第17条に定める事実確認について、関係する情報や文書の非公開や改ざんなど非協力的な行動を続けたり、事実確認の結果判明した重大な法令違反やガイドライン違反の是正勧告に従わなかった場合には、各国の運営委員会の決定により、除名することが出来る。この場合において、除名となった企業・団体が支払った登録料や求人票確認費用等の費用は一切返還しない。
- 2 除名や是正勧告について、異議がある場合には、VJ-FERI運営委員会に提訴することが出来る。異議申し立てを受けた場合、VJ-FERI運営委員会は、速やかに審議を行い、対応について決定を行う。

第5章 その他

(表彰制度)

- 第21条: VAMAS及びJP-MIRAIは、参加する機関のモチベーションを高めるため、FERI基準のリクルートの件数(割合)などに応じて、成績優良団体に対して、表彰するとともに、Webサイトに公表する。
- 2 表彰対象基準及び団体は、各国の運営委員会にて決定する。

(VJ-FERI登録・運営手数料)

- 第22条: VJ-FERI運営委員会での決議に基づき、VJ-FERIの登録及び制度運用に必要な経費を、ベトナムにおいては、VAMAS、日本側においてはJP-MIRAIが徴収する。
- 2 この場合、かかるコストは使用者が負担することとし、移民労働者に負担させないこととする。

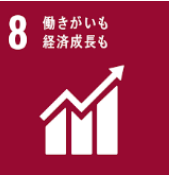
(実施要領の改定)

- 第23条: 本実施要領の改定が必要な場合には、VJ-FERI運営委員会の承認をもって行う。

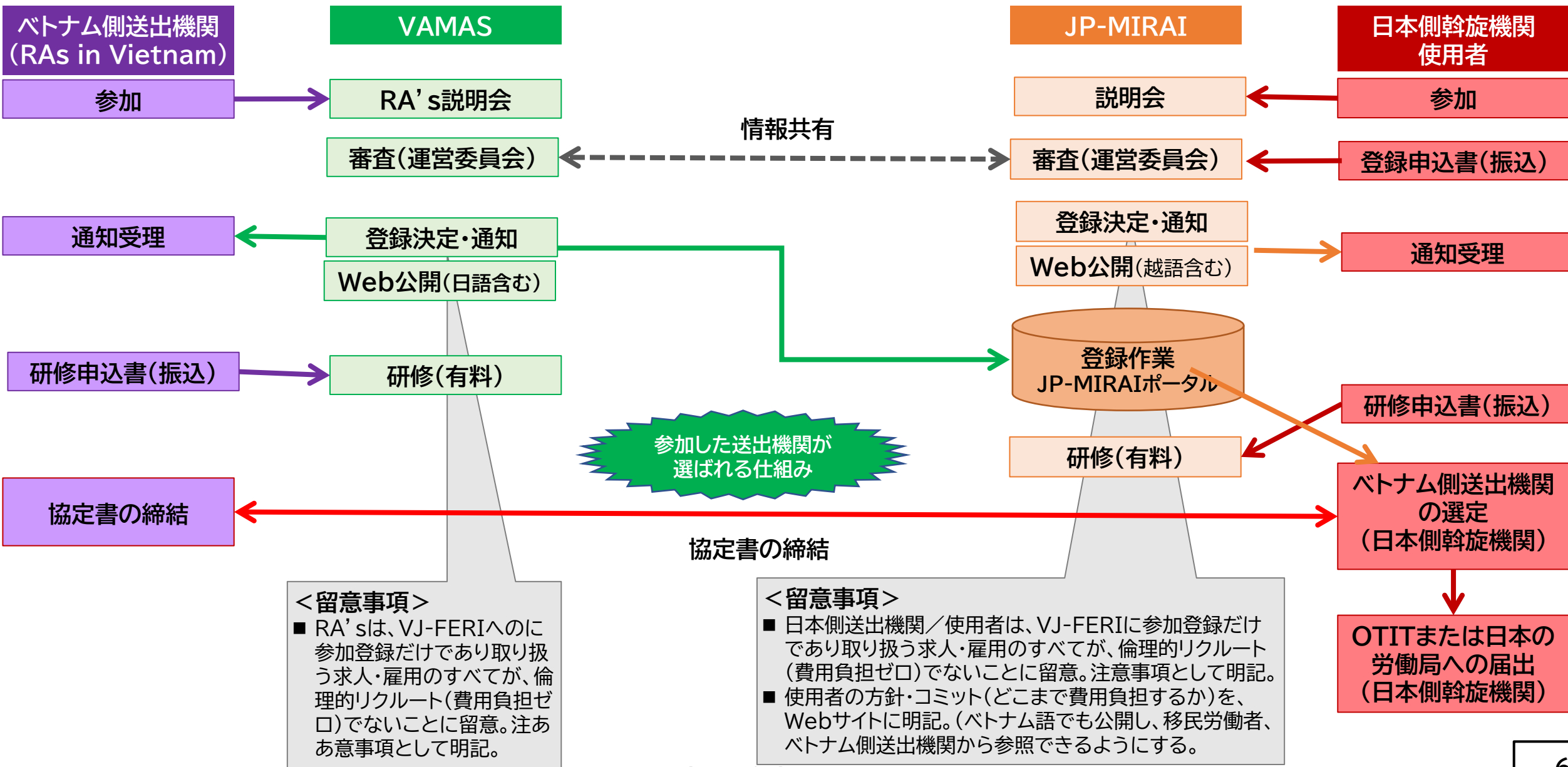


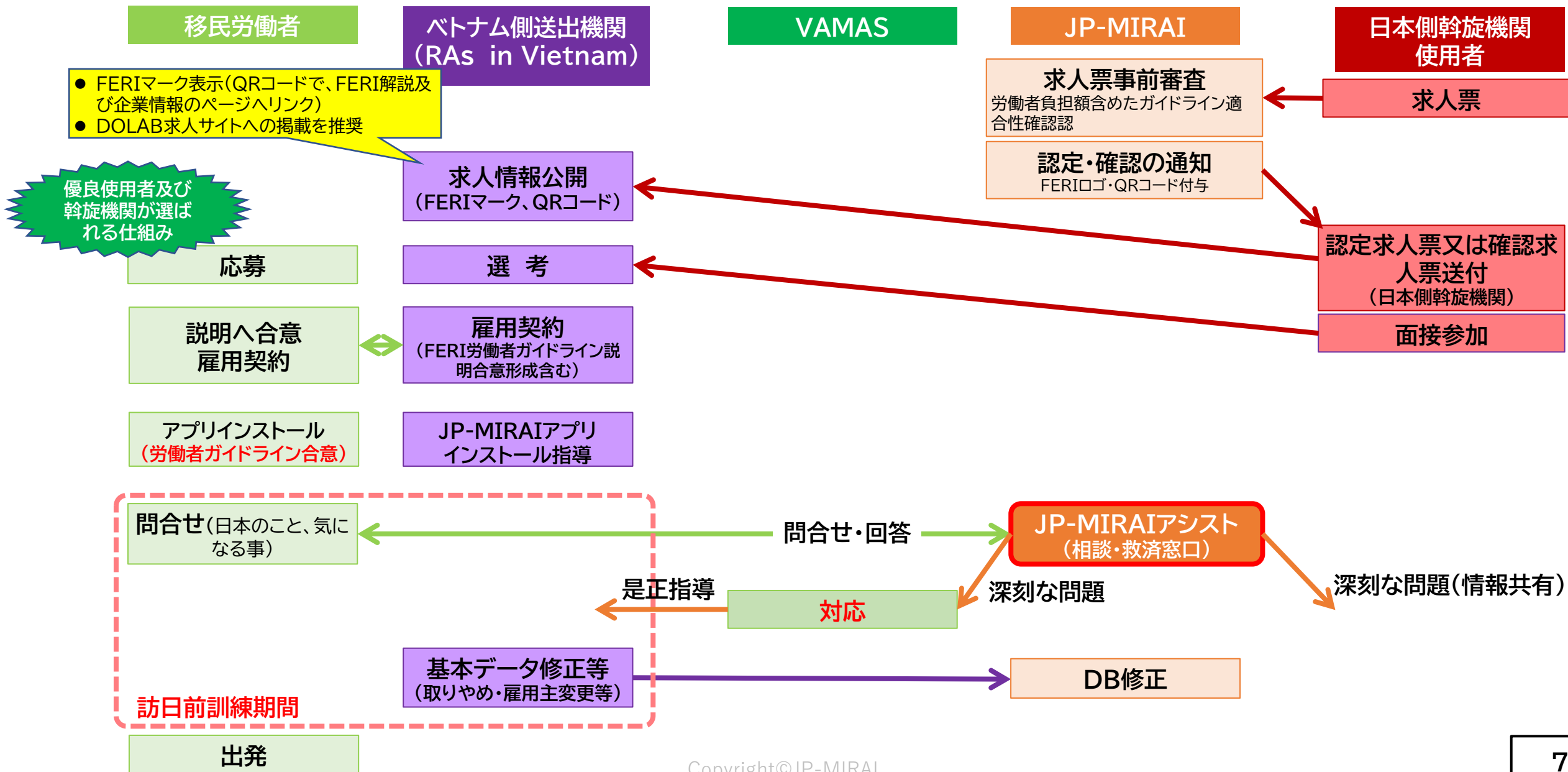
Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



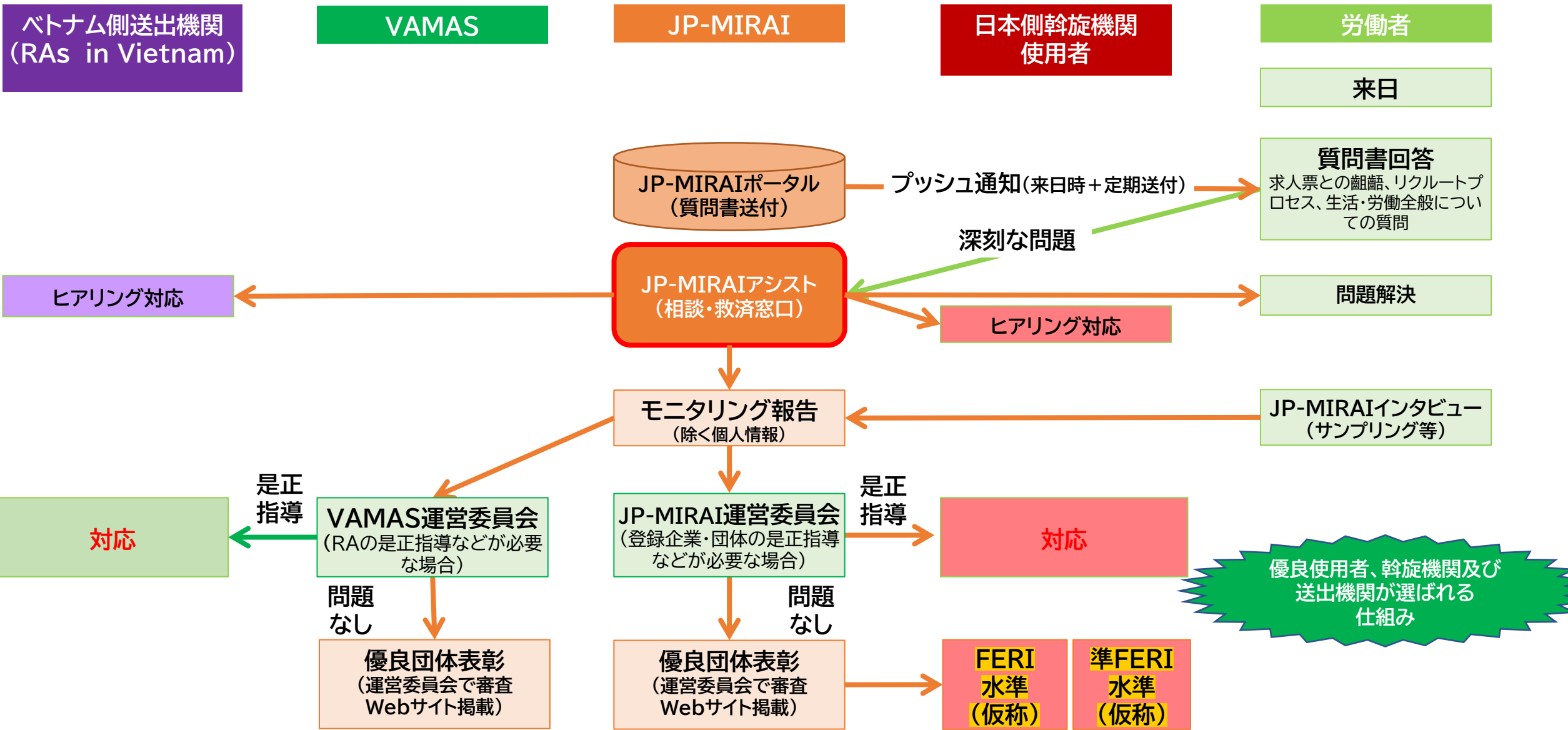
文書2. VJ-FERI業務フロー(SOP) (6/20ドラフト)





VJ-FERI業務フロー(SOP)(6/20ドラフト)

③来日後





**Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society**